

背景

- ▶ 青少年の雇用の促進等に関する法律第8条第1項に基づき、青少年の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する施策の基本となる「青少年雇用対策基本方針」を厚生労働大臣が策定（平成28年4月1日から適用）
- ▶ 基本方針の運営期間は、平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5か年となっており、**令和2年度末で運営期間が終了することから、新たな基本方針を策定する必要がある。**

改正理由

昨年9月から本年10月にかけて、有識者7人から成る「今後の若年者雇用に関する研究会」が開催（※）され、同月に取りまとめられた報告書において、「**キャリア自律に向けた支援**」を**今後の若年者雇用施策の柱の1つとして位置付け**、

- ▶ 「特に入職後早期を念頭に、キャリアコンサルティング等を通じ、若者がキャリア自律によって長期的・安定的に職業人生をより豊かにし、その持てる能力を社会において有効に発揮できるように支援していくべき」
- ▶ 一方で、「新規学卒者は社会経験が不足しており、自分自身のみでキャリア自律を行うことは困難であることが多いため、キャリアコンサルティングを身近に受けられる社会インフラを整備する等自律したキャリアを歩むようサポートしていくことにも留意が必要」

とされたところである。

※平成27年の若年法改正法附則において、施行後5年を目途に見直しを検討を行うこととされている

主な改正箇所

就職後の職場適応・職場定着のための支援

職場定着と早期離転職（※）のいずれの場合でも長期的・安定的に職業人生を歩めることが大切

※職場定着よりも早期離職することが自身のキャリア自律につながる青少年も存在

このため

- ▶ 職場情報・職業情報の見える化の促進
- ▶ **入職後早期におけるキャリアコンサルティングの実施**
- ▶ 新卒応援ハローワークにおける職業相談の実施等により、青少年のキャリア自律に向けた支援を行う。

職業人生を通じたキャリア形成支援

青少年の主体的なキャリア形成を促進する必要

このため

- ▶ **キャリア形成サポートセンターやオンラインの活用によるキャリアコンサルティングをより身近に受けられる環境の整備**
- ▶ 企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組み（セルフ・キャリアドック）の導入等により、キャリア形成支援の機会の拡充に努める。